

第 3 章 重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区の設定

基本構想を策定するにあたり、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路をそれぞれ定める必要があります。

重点整備地区は、田辺市のバリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であって、生活関連施設となる公共施設等を含む直径約 1 km の範囲とします。(P20 参照)

3-2. 生活関連施設の設定

重点整備地区内にある生活関連施設を以下の 4 施設とし、J R 紀伊田辺駅を特定旅客施設、他の 3 施設を特別特定建築物と設定します。(P20 参照)

- ① J R 紀伊田辺駅
- ② 田辺市役所本庁舎
- ③ 田辺市民総合センター
- ④ 紀南文化会館

J R 紀伊田辺駅は、乗降客が 1 日 5,000 人以下ですが、バリアフリー新法施行令第 1 条第 3 号に基づき〔参考〕以下の理由で特定旅客施設と位置づけます。

- ・ J R 紀伊田辺駅周辺に所在する官公庁施設である市役所本庁舎や田辺市民総合センターは高齢者、障害者等をはじめ不特定多数の利用者が多いため、J R 紀伊田辺駅について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高い。
- ・ 田辺市では、世界遺産となった熊野古道を訪れる観光客が多くなり、その玄関口である J R 紀伊田辺駅を観光地としてふさわしい施設にする必要が生じている。

〔参考：バリアフリー新法施行令第 1 条第 3 号〕

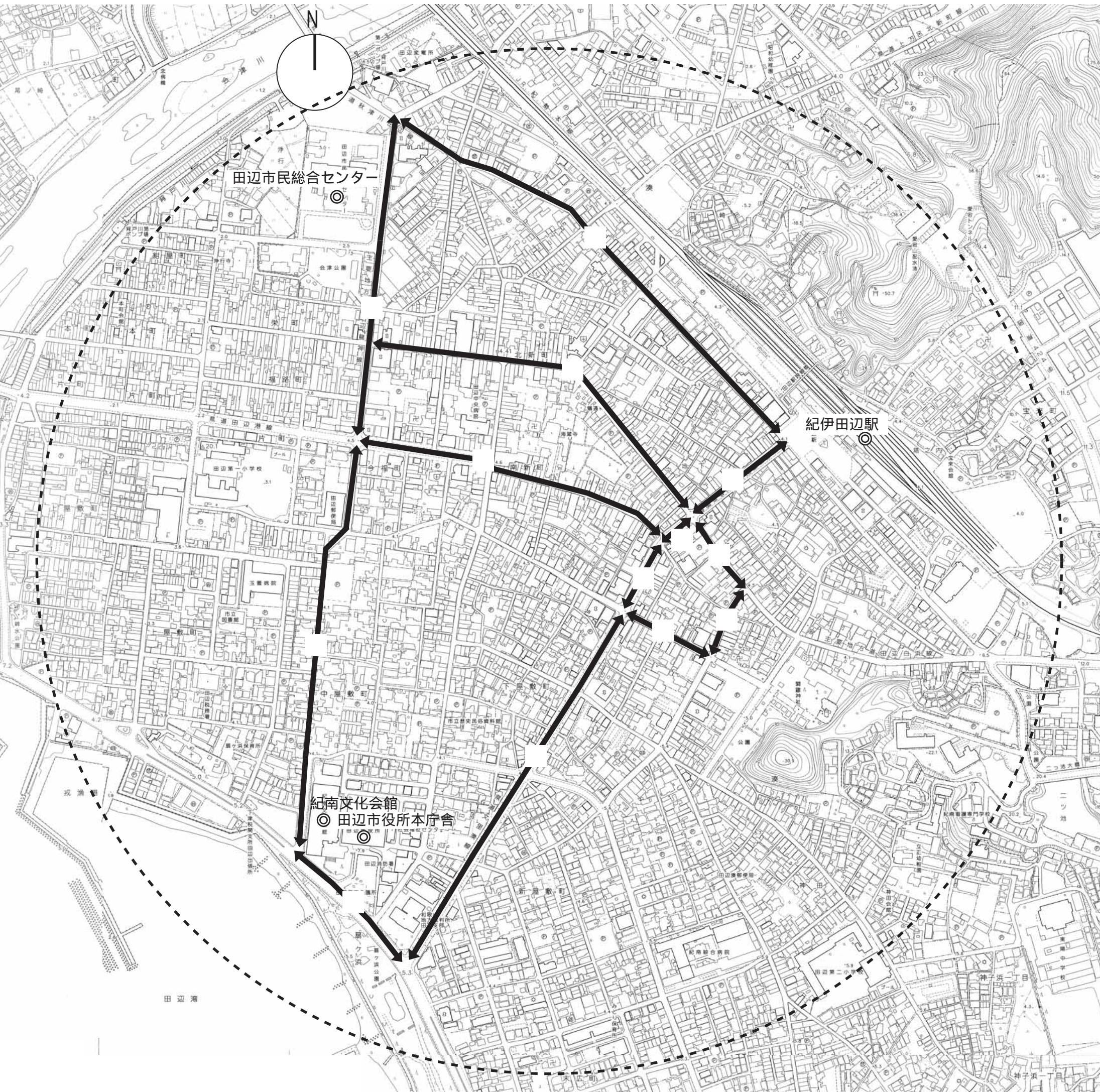
当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

3-3. 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ経路とし、以下のとおり設定します。
(P20 参照)

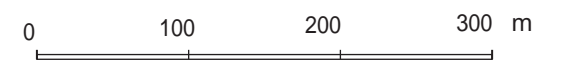
生活関連経路の位置づけ	道路の名称（通り名等）	P20 経路番号
1. JR 紀伊田辺駅と田辺市役所本庁舎を結ぶ経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道紀伊田辺停車場線（駅前通り） ・ 県道田辺龍神線 ・ 県道文里湊線（アオイ通り、田辺大通り） ・ 市道元町江川文里港線 	① ② ③④ ⑨
2. JR 紀伊田辺駅と田辺市民総合センターを結ぶ経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道秋津川田辺線（駅前新通り） 	⑦
3. 紀南文化会館と田辺市民総合センターを結ぶ経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道田辺龍神線 ・ 市道扇ヶ浜龍神橋線 	⑥ ⑩
4. 生活関連施設相互間と連結し、回遊性を向上させるための経路として市民及び観光客が多く利用する経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道田辺龍神線（海蔵寺通り、銀座通り） ・ 県道田辺白浜線（湊本通り） ・ 市道湊栄町 1 号線（湊本通り、北新町、栄町） ・ 市道湊 70 号線 ・ 市道下屋敷文里港線（宮路通り） 	⑤ ⑧ ⑪ ⑫ ⑬

※県道の名称については、本来「主要地方道」又は「一般県道」などの分類がありますが、本基本構想においては、総称して「県道」といたします。



名称		通称
県道	紀伊田辺停車場線	駅前通り
	田辺龍神線	-
	文里湊線	アオイ通り
	文里湊線	田辺大通り
	田辺龍神線	海蔵寺通り・銀座通り
	田辺龍神線	-
	秋津川田辺線	駅前新通り
	田辺白浜線	湊本通り
市道	元町江川文里港線	-
	扇ヶ浜龍神橋線	-
	湊栄町1号線	北新町・栄町・湊本通り
	湊70号線	-
	下屋敷文里港線	宮路通り

- 重点整備地区
- ↔ 生活関連経路
- ◎ 生活関連施設



重点整備地区図